

## 川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会交通費相当の費用弁償支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会会則第7条に定める費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (費用弁償の支給対象)

第2条 協議会にあらかじめ報告し承認された、5名以上の受講者を対象とする認知症サポートー養成講座（以下、「講座」という。）を開催し講師となる会員へは、次の場合を除き交通費相当の費用弁償を支給することができる。

- (1) 講師となる会員が会則第4条に定める関係機関の職員である場合
- (2) 会員が業務として講師となる場合
- (3) 他から交通費の支給がある場合
- (4) その他、協議会が支給の必要がないと認めた場合

### (費用弁償の支給額及び支給方法)

第3条 支給額は、一講座開催時、講師となる会員に対し上限三人まで2,000円を支給する。

2 費用弁償は、講座終了後、会員より、別に定める支給申請書に基づき支給する。

3 費用弁償は、会員が支給対象となる場合は、3月から8月までの申請については、翌9月中に、また、9月から翌年2月までの申請については、翌3月中に合計して支給する。

4 支給方法は、原則として会員名義の金融機関口座への振込みとする。

### (その他必要な事項)

第4条 この会則に定めるもののほか、この規定の実施に必要な事項は、川崎市地域包括ケア推進室地域保健担当課長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成20年11月13日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年9月9日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。